

毎週火、金曜日発行(但休日当日は翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次

◇告示 保安林指定の解除予定  
計量器定期検査の実施  
道路及び水路の公用廃止

## 告 示

### 鳥取県告示第四百七十五号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十六年八月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

東伯郡三朝町大字片柴字滝ノ尻二一、二二ノ一、字奈良木一九二、一九三ノ一、一九四、一九五、一九九、

二〇〇ノ一、二〇一、二〇二、字熊谷三三ノ一、二  
三ノ二、二三二、二三三、二三六、字山ノ神三二三、  
字小夏根四〇四、四〇五、四〇六、四〇七、四〇八、  
四〇九、四一〇、四一一、四一二、四一三、四一四、  
四一五、四一六、四一七、四一八所在の保安林  
指定の目的 水源かん養兼土砂流出防備  
解除の理由 土砂流出防備について指定理由の消滅  
申請者住所 認定  
氏 名

### 鳥取県告示第四百七十六号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定により、倉吉市及び米子市の計量器定期検査を次のように実施する。

昭和三十六年八月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査期日	検査区域	検査場所
九月二十二日	倉吉市	上灘小学校
二十五日	〃	倉吉市役所
二十六日	〃	〃
二十七日	〃	〃
二十八日	〃	明倫小学校
二十九日	〃	〃
十月 二日	〃	上小鴨公民館
三日	〃	小鴨小学校
四日	〃	北谷農業協同組合
五日	〃	高城小学校
六日	〃	社農業協同組合
九日	〃	灘手小学校
十日	〃	倉吉市役所
十六日	米子市	米子市役所住吉連絡所
十七日	〃	加茂
十八日	〃	福米
十九日	〃	福生

二十日 〃 車尾

二十三日 〃 巖 出張所

二十四日 〃 春日

二十五日 〃 五千石

二十六日 〃 尚徳

二十七日 〃 成美

備考 計量法第四百二十二条但書による所在場所で行なう定期検査については、実施の場所を、その所在場所とし、実施期日を昭和三十六年九月二十二日から十月二十七日までとする。

鳥取県告示第四百七十七号

次の農道及び水路は、昭和三十六年八月三日からその公用を廃止した。

昭和三十六年八月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	地目又は品目	面積又は数量
八頭郡智頭町大字智頭字妙法寺下々、吉ヶ原、三軒屋、松神、上市宮ノ前地内	農 道	三八三、三五坪
	用排水路	二七六、四八
	計	六五九、八三
関係図面は、土木部管理課に保管		